

議員各位

産業厚生常任委員会

委員長 中村 美穂

委員長報告書

産業厚生常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1.審査期間：令和3年3月8日～11日

2.付託された議案等

議案番号	件名	結果
5	長与町空家等対策の推進に関する条例	全会一致 可決
9	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
10	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
11	長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
12	長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
13	長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
14	長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
15	長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
17	令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	全会一致 可決

議案番号	件名	結果
18	令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	全会一致 可決
19	令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）	全会一致 可決
20	令和2年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	全会一致 可決
21	令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）	全会一致 可決
24	令和3年度長与町国民健康保険特別会計予算	賛成多数 可決
25	令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	賛成多数 可決
26	令和3年度長与町介護保険特別会計予算	全会一致 可決
27	令和3年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算	賛成多数 可決
28	令和3年度長与町水道事業会計予算	全会一致 可決
29	令和3年度長与町下水道事業会計予算	全会一致 可決

産業厚生常任委員長報告

審査日	令和3年3月8日～11日
出席委員	中村美穂 竹中 悟 松林 敏 安部 都 岩永政則 堤 理志 吉岡清彦
説明員	関係所管課管理職 その他関係職員

○議案第5号 長与町空家等対策の推進に関する条例

【提案理由の概要】

本議案は、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、今後、空家等に関する問題が深刻化していくことが予想されることから、空家等に関する施策を推進するための必要な事項を定め、町民の良好な生活環境の確保のため制定するもの。

附則では、本条例の施行日を令和3年4月1日とする。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 空家の管理不足として文書等で通知した件数はどれくらいあるのか。

答弁 昨年5件、今年10件の情報提供があったが、文書等の通知で改善されている。

質疑 情報提供があったら協議会を開くのか、指導勧告などはどのようになるのか。

答弁 町民から情報提供があった場合、現地調査及び所有者や管理者の確認を行い、助言や文書等での通知で改善がなされない場合は所有者等との協議を行い、それでも改善がされない場合に立ち入り調査を行い、特定空家になる可能性が高いものは協議会で判断する。

質疑 特措法で空家等の管理についてデータベースの整備等を行うとしているが、どうか。

答弁 データベース化していく予定である。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第9号 長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

本議案は、後期高齢者医療保険料の延滞金の端数調整に関し、具体的に明記するもの。納付金額が2,000円以上であるときに限り延滞金を算定し、延滞金の100円未満の端数を切り捨て、当該延滞金が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てるよう定めるもの。

附則では、本条例の施行日を公布の日からとする。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 施行日の前後でトラブルはないのか。周知期間を設けなくていいのか。

答弁 端数調整については、これまでも地方税法に基づいて同様の取り扱いを既に行っている。

取り扱い自体は従前と変わりないため、特段の周知等は行わない。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第10号 長与町介護保険条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

本議案は、第8期介護保険事業計画に基づく介護保険料の改定、及び介護保険料の延滞金の端数調整に関し議案第9号と同様の改正を行うほか、所要の改正を行うもの。

附則では、本条例の施行日を令和3年4月1日からとし、延滞金の端数調整については公布の日からとする。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 介護保険料の基準額が5,400円から5,300円に下がるというのは、健康な人が増えたということか。

答弁 第1号被保険者である65歳以上の高齢者人口は増え、介護認定者も若干増えていく推計があり、そのまま計算すると5,489円になる。介護保険運営協議会から保険料上昇の抑制について答申があったこと。健康づくりや介護予防事業の成果が一定表れて認定者自体もほぼ横ばいの状況なので基金を活用して100円減額することとした。

質疑 保険料の県内の状況、また、基金を活用すると言うが基金は枯渇しないのか。

答弁 第7期では県内で2番目に低い保険料で、第8期はまだ基準額が出でいない為わからない。介護認定者が第6期、第7期の見込みに対して増えなかった為、一定の余剰金が出て積み立てたものを崩して保険料にあてるので心配はない。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第11号 長与町指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、居宅介護支援事業所における、虐待防止、感染症予防及び業務負担軽減など、所要の改正を行うもの。

附則では、本条例の施行日を令和3年4月1日とし、虐待の防止、業務継続計画の策定等及び感染症の予防及びまん延の防止のための経過措置については令和6年3月31日までとする。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 管理者は主任介護支援専門員の確保が出来ない時には、介護支援専門員を管理者としておくことが出来るようになるが、サービスの低下にはならないのか。

答弁 コロナのような感染症で一時的に管理者が不在になっても、介護支援専門員が代わりが出来るようになるもので、サービスの低下に繋がるという事は考えていない。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第12号 長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、介護予防支援事業所における、虐待防止、感染症予防及び業務負担軽減など、所要の改正を行うもの。

附則では、本条例の施行日を令和3年4月1日とし、虐待の防止、業務継続計画の策定等及び感染症の予防及びまん延の防止のための経過措置については令和6年3月31日までとする。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 虐待と想定されるものにはどのようなものがあるのか。

答弁 本町でこの条例で示す事業所は地域包括支援センターのことになるが、想定される虐待は暴言、暴力などの精神的、身体的虐待、性的虐待、金銭的虐待等が考えられる。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第13号 長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議案第14号 長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

本議案は、同主旨の議案のため一括で説明を受けた。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うもの。高齢者虐待防止に関する措置を講じる旨の条文の追加、情報収集・活用による適切な介護支援の提供についての条文を追加するもの。

附則では、本条例の施行日を令和3年4月1日とし、虐待の防止に係る経過措置については令和6年3月31日までとする。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 身体拘束と虐待の判断はどのように考えるのか。

答弁 身体拘束は基本的には行わない。研修を充実することで事例などを通して虐待についての勉強をし、統一した考え方ができるようにする。

質疑 本町事業所での虐待はあるのか。

答弁 令和元年度が1件、平成30年度、29年度も1件認定している。

主な質疑は以上のとおり。

両議案とも全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第15号 長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

本議案は、道路法施行令の一部を改正する政令に伴い所要の改正を行うもの。

附則では、施行日を令和3年4月1日からとする。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 占用料改定の算出根拠は何か。

答弁 国土交通大臣が定める所在地区分が本町は第三級地で、占用料の別表の改定が行われたため、その表をそのまま条例に取り込んだ。

質疑 今回の改定でいくら増額になるのか。

答弁 約100万円の増額となる。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第17号 令和2年度 長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

【提案理由の概要】

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,353万円を追加し、補正後の総額を40億9,100万5千円とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 出産育児一時金が300万円程減額されているが、何件の減額なのか。

答弁 当初予算時に35件を見込んでいたが、実績として16件なので最終的に20件と見込み減額した。

質疑 インフルエンザがかなり少なかったが予算の増減に関係はないのか。

答弁 医療費の内訳ではインフルエンザは減っているが、12月の診療費ががんによる入院等高額な医療費が増えたことで、今回増額となっている。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第18号 令和2年度 長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

【提案理由の概要】

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,616万3千円を追加し、補正後の総額を5億5,551万6千円とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 後期高齢者医療保険料が1,500万円以上増額となった理由は何か。

答弁 広域連合から当初予算で見込んだ数字に指標の誤りがあり、少なく見込み過ぎていたとの連絡があり、算定し直した金額にあわせて補正している。

質疑 特別徴収と普通徴収の人数はどれくらいか。

答弁 被保険者数が約5,000人程度で、特別徴収が3,500人、普通徴収が1,500人程度である。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第19号 令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）

【提案理由の概要】

今回の補正は、保険事業勘定において既定の予算総額に歳入歳出それぞれ954万8千円を追加し、補正後の総額を35億1,240万4千円とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 国庫補助金は当初予算に計上することは不可能なのか。

答弁 二つの国庫補助金は、国から指標が示されて、点数化されたあとに交付金額が確定するため、予算化するのは難しい。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第20号 令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

【提案理由の概要】

今回の補正は、国の補正予算の内示による事業費の増額等に伴い、歳入歳出それぞれ2億1537万8千円を増額し、補正後の総額を16億4,372万4千円とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 保留地処分金の場所と宅地面積はどれくらいか。

答弁 南東部、浦上水源池沿いのコンビニエンスストア付近の宅地の付け保留地で件数は5件、面積はトータルで182.4平米。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第21号 令和2年度長与町下水道事業会計補正予算（第2号）

【提案理由の概要】

今回の補正は、建設改良事業を6,991万8千円増額し4億6,490万2千円とするもの。うち補助対象事業を1億3,104万6千円増額し3億6,732万6千円とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第24号 令和3年度長与町国民健康保険特別会計予算

【提案理由の概要】

当初予算は、被保険者数7,684人、前年度比101人の減少を見込み、予算総額を歳入歳出それぞれ39億4,278万6千円、前年度比△0.6%、2,430万5千円の減。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 国保税の収入をコロナの関係で5%減少すると見込んだという根拠は何か。

答弁 明確な根拠はなく、以前リーマンショックで経済的に非常に大きな影響を受けた時が3%、今回は少し上回るのではないかという事で5%にしている。

質疑 被保険者数を少し低く算定しているようだが、現状はどうか。

答弁 2月末で7,897人、今年度は当初予算の人数より増えているが、今年はコロナの影響による退職、再就職が少ない状況で、毎年200人から300人減っているためこの人数を見込んだ。

質疑 健康ポイント事業が3年間経過したが、参加した人数と今後の予定はどのようになっているか。

答弁 合計で2,002人の参加があり、今年800人が卒業する。年度毎に500人の募集で事業継続していく。卒業生に歩数計をプレゼントしているので、今後卒業生の測定会も実施しようと考えている。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で可決すべきものと決した。

○議案第25号 令和3年度 長与町後期高齢者医療特別会計予算

【提案理由の概要】

当初予算は、被保険者数5,203人、40人の増加を見込み、予算総額を歳入歳出それぞれ5億6,233万1千円、前年度比4.7%、2,506万9千円の増。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 40人被保険者が増加というのは、全体からすると1%に満たない数字だと思うが、前年度比5%増の根拠は何か。

答弁 後期高齢者医療広域連合が試算した数字を基に予算計上している。昨年は算定した保険料が実際よりも低く補正で増額したので当初レベルで比較すると差があるように見える。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で可決すべきものと決した。

○議案第26号 令和3年度 長与町介護保険特別会計予算

【提案理由の概要】

令和3年度保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ29億267万5千円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ3,113万7千円。前年度比、保険事業勘定が4億1,552万3千円、12.5%の減。介護サービス事業勘定が362万1千円、13.2%の増。

第1号被保険者数11,191人、認定者数1,882人、認定率16.5%と推計し算定。
以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 標準保険料額が5,400円から5,300円に減額されたことにより、被保険者保険料が減額になったのか、国庫補助金の減額は何故か。

答弁 全体の保険料が落ちたため、軽減の保険料も減額となり、第8期介護保険事業計画で給付費推計を出し、それに対して国の負担額が決まり、減額となった。

質疑 介護予防リーダー養成講座とはどのようなものか。

答弁 令和3年度から新たにに取り組む事業で、これまでは県の事業であったが、地域でボランティア活動やサロン活動などそういったものに携わっていく人を養成する講座である。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第27号 令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算

【提案理由の概要】

令和3年度の予算総額を、歳入歳出それぞれ16億9,373万5千円。歳入の主なものは国庫補助金3億6,241万2千円、県補助金7,500万円、一般会計繰入金12億5,431万9千円、繰越金200万円。長崎県への事業委託料として16億5,700万円。内訳として工事費14億7千万円、補償費3,640万円、測量試験費6,460万円、その他として8,600万円。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 委託料16億5,700万円の工事費等の内訳はどのようになっているか。

答弁 一括施工にかかる工事費が14億7千万円、設計が3千万円、合わせて15億円。補償費3,640万円、測量試験費3,460万円、その他8,600万円が一括施工以外のものになる。

質疑 その他の内訳は何か。

答弁 長与の上水道への委託費が6,200万円、維持管理の除草とか危ないところの養生などに250万円予算計上している。

質疑 令和2年度に一括施工で何%位の金額を払うことになるのか。

答弁 一括施工の令和2年度分で約10億円のうち約4億、約4割である。

主な質疑は以上のとおり。

賛成多数で可決すべきものと決した。

○議案第28号 令和3年度 長与町水道事業会計予算

【提案理由の概要】

令和3年度の当初予算は、業務の予定量として令和3年度末給水戸数を1万5,926戸、年間総給水量は372万405立方メートル、1日平均給水量は1万193立方メートルと見込み、主要な建設改良事業費として1億2,100万円を計上。収益的収入では水道事業収益

として8億300万1千円、収益的支出では水道事業費用7億2,747万円を予定。資本的収入では2億2,196万5千円、資本的支出では3億5,467万6千円を予定。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 当年度純利益が昨年に比べて大きくなっているようだが、その要因は何か。

答弁 令和元年度は天候の不順などの影響で水道収益が下がったが、令和2年度は落ち込んだ収益が盛り返すように若干の増となった。

質疑 老朽管があるので、緊急対応が出てくると思うが、新しい年度から水道局が上下水道一つの体制になることで、緊急対応はこれまで通り可能なのか。

答弁 令和3年度から機構改革で水道課と下水道課が統合されるが、漏水対策の水道課の工務係は上水道の工務係として残す予定にしているので、対応は今まで通り変わらない。

質疑 浄水場の建設について、長崎市と時津町との協議の状況はどのようになっているか。

答弁 広域連携については、長崎市が委託している新浄水場共同整備検討調査委託の中で1年間協議を進めてきた。今月末には報告書が提出される予定だが、建設コスト以外にも総合的に見なければならぬので、方向性、方針を決めるのはもうしばらく時間的猶予が必要。主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第29号 令和3年度 長与町下水道事業会計予算

【提案理由の概要】

令和3年度の当初予算は業務の予定量として令和3年度末の排水戸数を1万5,950戸、年間総排水量を386万2立方メートル、1日平均排水量を1万581立方メートルと見込み建設改良事業として3億6,476万9千円、このうち国庫補助対象事業1億3,900万円を予定。収益的収入及び支出の収入では下水道事業収益10億2,388万6円、支出では9億4,805万5千円を予定。主な建設改良費として長与浄化センターの高度処理に関わる改築・更新事業、下水道管路施設の改築・更新事業を行う。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 昨年に比べて100戸増加していて、営業収益下水道使用料が3千万上がる見込みの根拠は何か。

答弁 年間排水戸数は100戸増加しているが、コロナの影響、テレワークで下水道使用料の収益は多くなると見積もって計上していることと、大口消費が増えたことで3千万円程度収益が見込まれる。

質疑 水道局の機構改革で効率性を高めていく考えはあるのか。

答弁 住民向けには水道と下水道で別々に受け付けていたものが、共通する部分で一つにまとめられることで窓口の一本化でサービスの向上につながる事や、経費的にも連携することでプラスになる。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。